

様式第2号（第5条関係）
許可第5-2号

一般廃棄物処理業許可書

住 所 静岡市葵区柚木105番地の6
氏 名 ブレイヴ株式会社
代表取締役 鈴木 洋平

令和5年8月10日付けの一般廃棄物処理業許可申請については、吉田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年8月18日

吉田町長 田村 典彦



記

- 1 取扱一般廃棄物の種類 家庭系一般廃棄物（多量のものに限る）
- 2 業務の内容 一般廃棄物の収集・運搬
- 3 有効期間 令和5年 8月20日から
令和7年 8月19日まで
- 4 営業の区域 吉田町全域
- 5 その他（環境衛生上必要な条件）
 - (1) 関係法令を遵守すること。
 - (2) 毎月10日までに前月分の収集運搬実績報告書を町長あて提出すること。
 - (3) 吉田町牧之原市広域施設組合清掃センター及びリサイクルセンター（以下「清掃センター等」という。）へは、上に掲げる営業の区域以外で発生した一般廃棄物を搬入してはならない。また、搬入の際は、以下の事項を遵守すること。
 - ア 業務の実施について、町長若しくは吉田町牧之原市広域施設組合管理者から指示があったときは、これに従うこと。
 - イ 一般廃棄物は、あらかじめ指定された区分ごとに分別した後、清掃センター等へ搬入すること。
 - (4) 申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ町長と協議し、必要な手続きを行なうこと。